

平成30年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計22件（専決処分報告議案2件・予算議案3件・条例議案12件・一般議案2件・道路議案2件・人事議案1件）

《専決処分報告議案》

議案第95号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、緊急にさいたま市市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、平成30年3月30日付けをもって専決処分したものを。

（内容）

- ・ 固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の延長
- ・ 固定資産の平成30年度評価替えに伴い、現行の土地に係る負担調整措置を3年延長するもの。

（施行期日） 平成30年4月1日

議案第96号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課）

地方税法施行令の一部改正及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、緊急にさいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、平成30年3月30日付けをもって専決処分したものを。

（内容）

- 1 国民健康保険税の減額判定所得基準額の見直し
 - ・ 国民健康保険税の均等割の減額について、5割及び2割の軽減の対象となる所得基準額を引き上げるもの。
- 2 特例措置の適用期限延長
 - ・ 国民健康保険に要する費用に、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する病床転換支援金等に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置の適用期限を6年延長するもの。

（施行期日） 平成30年4月1日

《予算議案》

議案第97号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

議案第98号 平成30年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第99号 平成30年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

《条例議案》

議案第100号 さいたま市長の選挙におけるポラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・選挙管理委員会事務局選挙課）

公職選挙法の一部改正により、都道府県又は市の議会の議員の選挙について、選挙運動用ビラの頒布が認められることとなったことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 題名の改正

- ・ 題名を「さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例」に改めるもの。

2 選挙運動用ビラの作成の公営

- ・ さいたま市議会議員の選挙における候補者は、市長選挙と同様に、条例に定める範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとするもの。

3 選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出

- ・ 2の適用を受けようとする者は、選挙運動用ビラの作成の契約を締結した旨を、当該区の選挙管理委員会を経由して市選挙管理委員会に届け出なければならないこととするもの。

4 選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額

- ・ 2により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、7,51円に8,000枚を乗じて得た額とするもの。

(施行期日) 平成31年3月1日

議案第101号 さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

旅館業法の一部改正により、「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別が「旅館・ホテル営業」に統合されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 規定の整備

- ・ 災害派遣手当等の支給額の決定要素の一つである「施設の利用区分」のうち、「公用の施設又はこれに準ずる施設」の定義として引用している、旅館業法に規定する「ホテル営業」及び「旅館営業」の文言を「旅館・ホテル営業」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第102号 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 個人市民税の基礎控除等の見直しに伴う規定の整備

- (1) 給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げることに伴い、個人市民税の非課税限度額を引き上げるもの。
- (2) 基礎控除額が逡減・消失する仕組みの導入に伴い、基礎控除及び調整控除が適用される場合として、前年の合計所得金額が2,500万円以下であることとする要件を設けるもの。

2 大法人の法人市民税に係る電子申告の義務化

- ・ 大法人の法人市民税について、確定申告、中間申告及び修正申告を、電子情報処理組織を使用する方法（e L T A X）により行わなければならないこととするもの。

3 たばこ税率の引上げと加熱式たばこの課税方式の見直し

- (1) 市たばこ税の税率を、平成30年10月1日から3段階で引き上げるもの。
- (2) 加熱式たばこの課税方式について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するもの。

4 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置

- ・ 生産性向上特別措置法の規定により、市が作成した計画に適合し、労働生産性を年3パーセント以上向上させる等の要件を満たす中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準の特例率をゼロとし、当該設備投資に係る固定資産税を最初の3年間ゼロとするもの。

(施行期日) 1については平成33年1月1日、2については平成32年4月1日、3については平成30年10月1日等、4については生産性向上特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第103号 さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育課)

さいたま市立大宮国際中等教育学校が平成31年4月に設置されることに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 中等教育学校の授業料等の額の設定

授業料等の区分		授業料等の額
授業料 (後期課程)	市内生	年額 118,800円
	市外生	年額 180,000円
進級料	後期課程に進級する市内生	5,650円
	後期課程に進級する市外生	73,000円
入学料	後期課程へ転入学又は編入学を許可された市内生	5,650円
	後期課程へ転入学又は編入学を許可された市外生	73,000円
入学選考手数料		2,200円

2 入学選考手数料の徴収方法の見直し

入学選考手数料について、入学願書提出前に納付書で納付できるようにするため、徴収時期を「入学願書の受付の際」から「入学願書の提出の日まで」に改めるもの。

3 規定の整備（第4条等関係）

徴収方法、減免及び督促について、進級料に係る規定を整備するもの。

(施行期日) 平成30年10月1日

議案第104号 さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 主任介護支援専門員の定義について、規定を整備するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第105号 さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 放課後児童支援員の資格要件の見直し
 - (1) 学校の教諭となる資格を有する者について、規定の明確化を図るもの。
 - (2) 放課後児童支援員となることができる者として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを新たに加えるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第106号 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部年金医療課)

所得税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 条例で引用している、所得税法に規定する「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第107号 さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 改正前の国民健康保険法に規定されていた国民健康保険運営協議会の名称を条例において規定するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第108号 さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部介護保険課)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 条例で引用している介護保険法施行令の条項を整備するもの。

(施行期日) 平成30年8月1日

議案第109号 さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部介護保険課)

介護保険法施行規則等の一部改正を踏まえ、さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例ほか2条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 指定地域密着型サービス事業者の追加

- ・ 看護小規模多機能型居宅介護を行う指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者に、「病床を有する診療所を開設している者」を加えるもの。

2 規定の整備

- (1) 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を提供する訪問介護員等の範囲を従前どおりとするため、規定の整備を行うもの。
- (2) 条例で引用している介護保険法の条項を整備するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第110号 さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

旅館業法、旅館業法施行令、旅館業法施行規則及び旅館業における衛生等管理要領の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 定義の見直し(第2条関係)

- ・ 水道水の定義を削除するとともに、飲料水について新たに定義を設けるもの。

2 衛生等の措置の基準の見直し(第5条関係)

- (1) 採光及び照明の措置の基準並びに清潔を保持するための措置の基準を見直すもの。
- (2) 「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別が「旅館・ホテル営業」に統合されたことに伴い、規定の整備を行うもの。

3 構造設備の基準の見直し(第8条関係)

- (1) ホテル営業の施設の構造設備の基準を旅館営業の施設の構造設備の基準に統合するもの。
- (2) 旅館・ホテル営業の客室等の基準を見直すもの。
- (3) 旅館業法施行令の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うもの。

(施行期日) 平成30年6月15日

議案第111号 さいたま市ホテル等建築適正化条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築総務課)

旅館業法の一部改正により、「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別が「旅館・ホテル営業」に統合されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 規定の整備

- ・ 条例で引用している、旅館業法に規定する「ホテル営業」及び「旅館営業」の文言を

「旅館・ホテル営業」に改めるもの。
(施行期日) 公布の日

《一般議案》

議案第 1 1 2 号 岩槻人形博物館展示製作業務委託契約について

(所管課所・スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館開設準備室)

(内容)

- 1 契約の目的
岩槻人形博物館展示製作業務
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
3億5,964万円
- 4 契約の相手方
株式会社丹青社

議案第 1 1 3 号 町の区域を新たに画することについて

(所管課所・市民局区政推進部)

さいたま都市計画事業風渡野南特定土地区画整理事業の工事の完了に伴い、見沼区大字風渡野及び見沼区大字東門前の各一部の区域に新たに「風渡野1丁目」及び「風渡野2丁目」を付すため、議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第 1 1 4 号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	2 路線
開 発	1 0 路線
合 計	1 2 路線

議案第 1 1 5 号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	1 路線
開 発	0 路線
合 計	1 路線

《人事議案》

議案第 1 1 6 号 教育委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

教育委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
柳田 美幸	新任